

令和6年度留学生住宅総合補償説明会 主な質問及び回答一覧

No.	質問内容	回答
1	学生が行方不明。ペット飼育不可の居室において、ペットを飼育していたことによる床と壁の損傷は、基金事故の補償対象になるか。	ペット飼育可・不可にかかわらず、床と壁の損傷は補償対象になります。
2	住所変更があっても、継続して加入が可能か。	引越し先でも連帯保証人が必要であり、学校が連帯保証を引き続き担うのであれば、そのままご加入いただけます。システムにて住所変更手続きをお願いします。
3	基金事故の説明の際に土足使用の説明があったが、それは補償対象になるか。	原状回復費として補償対象となります。
4	交換留学の留学生も加入可能か。	学校に在籍し、在留資格が留学であれば加入可能です。
5	補償期間終了間際に、在留資格が留学から特定活動になったが、補償期間終了までそのまま留補償利用できるか。	補償期間内であれば可能です。ただし、原補償期間終了後の更新手続きはできません。
6	4月から留補償を利用する場合、入試の可否を3月末に出してからでも加入できるか。	保険料等負担金の支払日の翌日から補償開始できるため、支払いやシステムへの情報入力に3月中に完了していれば、4月からの利用も可能です。
7	本学には2年課程と3年課程があるが、補償期間はどのように組み合わせれば良いか。	補償の組み合わせ方は自由です。まずは1年加入か2年加入となり、継続であれば、半年・1年・2年から選択することとなります。補償期間が予定よりも早く終了した場合は解約申請をしていただき、返戻を受けることが可能です。
8	家具付きの居室の原状回復費用は、補償対象になるか。	賃貸借契約書に家具付きであることの記載があれば、原状回復費用として補償対象になります。
9	9月末卒業時退去だが、まだ原状回復しておらず、本人に連絡がつかない。補償期間は来年2月までであるが、どうしたらよいか。	卒業時に退去通知をしているとのことであれば、まず業者と相談し、本人への連絡を何度かして待ってもらってください。本人への連絡状況を記録しておき、入学時に身元保証人がいればその方へも連絡して対応していただください。どうしても連絡がつかない場合は、基金事故申請をしてください。
10	基金事故申請の前に事前相談が可能か。	もちろん可能です。あらかじめご相談いただけますと、スムーズに申請が行えますので、遠慮なくご相談ください。
11	資料が昨年と比較して非常に良くなったと思います。留補償加入の手続きに手続きについて、おおよそどれ位の期間で完了するのか、目安があれば教えていただきたい。	実務上は学校での対応次第です。払込票はシステムから即時発行できるので対協会宛の手続きに長く時間は要しません。ただし留学生が振込をせずはおおとくと手続未完了の状態のままとなるので、振込や賃貸借契約の手続きを留学生がきちんと完了するよう指導をお願いします。
12	長らくシステムを利用していないのでID/PWを確認したい。	確認の上メール等でお知らせします。
13	授業料が発生しない短期留学生（研修・インターンシップ）であっても留補償に加入できるか。	授業料が発生しているかどうかに関わらず、学校に在籍しており、在留資格が留学であれば加入可能です。
14	基金事故において、残置物撤去費用は補償対象になるか。	残置物撤去費用も補償対象となりますが、撤去前後の写真の提出が必要です。大型家電等請求書に記載されているものは写真で確認が取れないと補償対象外となりますのでご注意ください。
15	インバウンド付帯学総に加入するには、学研災の加入が必須か。	はい。インバウンド付帯学総は、学研災加入者が加入できる付帯制度です。